

東京株式懇話会 2月度実務講習会 資料

株主総会招集通知、事業報告 作成上の留意点

2019年2月13日

株式会社プロネクサス
ディスクロージャ相談第1部
平山 信介

本資料は原則として、上場会社(公開会社)で監査役会設置会社を前提に説明しております。

〈法令の略称〉

会……………会社法
会規……………会社法施行規則
計規……………会社計算規則

〈条文の表示〉

会規2③五
…会社法施行規則 第2条 第3項 第5号

〈引用参考文献の略称〉

2018総会白書……旬刊商事法務No.2184「株主総会白書－2018年版」商事法務研究会編
2017総会白書……旬刊商事法務No.2151「株主総会白書－2017年版」商事法務研究会編
2018全株懇調査…平成30年度全株懇調査報告書－全国株懇連合会
2017全株懇調査…平成39年度全株懇調査報告書－全国株懇連合会

目 次

1. 狹義の招集通知 P1

1-1. 狹義の招集通知 法定記載事項 P3

1-2. 電子投票制度の採用 P4

1-3. 狹義の招集通知 記載例 P5

2. 株主総会参考書類 P9

2-1. 剰余金の処分議案 法定記載事項 P11

2-2. 剰余金の処分議案 記載例 P12

2-3. 取締役選任議案 法定記載事項 P14

2-4. 取締役選任議案 記載例 P15

3. 事業報告 P19

3-1. 事業報告の全体像 P20

3-2. 会社の現況に関する事項 法定記載事項 P21

3-3. 会社の現況に関する事項 記載例 P22

3-4. 株式に関する事項 法定記載事項 P25

3-5. 新株予約権等に関する事項 法定記載事項 P26

3-6. 株式に関する事項・新株予約権等
に関する事項 記載例 P27

3-7. 会社役員に関する事項 法定記載事項 P28

3-8. 会社役員に関する事項 記載例 P32

3-9. 会計監査人に関する事項 法定記載事項 P35

3-10. 会計監査人に関する事項 記載例 P36

3-11. 会社の体制及び方針に関する事項 P37

1. 狹義の招集通知

- 法令等制度改正の影響は特段なし。但し、新元号（5/1実施、4/1公表）対応の検討必要

招集通知の表記	元号表記		西暦表記		元号から西暦に表記変更予定	
2017年総会白書	1478社	85.4%	189社	10.9%	49社	2.8%
2018年総会白書	1005社	↓ 58.2%	404社	↗ 23.4%	311社	↗ 18.0%

- コーポレートガバナンス・コード対応の検討（≒機関投資家側の要請事項）

- 総会開催日の分散化傾向（補充原則1-2③）
- 招集通知の発送時期（補充原則1-2②）－総会日より3週間以上前に発送する会社が増加傾向
- 招集通知の発送前開示（同上）－総会日より4週間以上前に発送する会社が増加傾向
- 電子投票制度、議決権電子行使プラットフォーム※の採用及び招集通知の英訳（補充原則1-2④）

	電子投票制度採用会社		インターネット開示実施会社		※採用946社 1/30現在(株)ICJ公表
2017年総会白書	784社	45.3%	1153社	66.6%	
2018年総会白書	852社	↗ 49.3%	1258社	↗ 72.8%	

- 新たに電子投票制度、インターネット開示制度（適用事項の拡大含む）を採用の場合

☞株主総会招集の取締役会決議、招集通知への記載

- 「新たな電子提供制度」（次期会社法改正で導入予定）の円滑な利用に向けての工夫

スマートフォン・タブレット対応：見易い招集通知データの案内、ウェブサイトの二次元バーコードを印字して、招集通知データや議決権行使サイトへ誘導 等

- より見やすい、わかりやすい招集通知とするための工夫

フォント拡大、カラー化、グラフ化、インデックス、表紙、目次 ☞次頁参照

<参考> 見やすい・わかりやすい招集通知とするための工夫

複 数 回 答		2017総会白書		2018総会白書	
		<図表53>		<図表55>	
	工夫していない	390社	22.5%	301社	↓ 17.4%
工夫している	読みやすいフォントサイズ (大きなサイズ・UDフォント等)を使用	1,130社	65.3%	1,258社	↗ 72.8%
	カラー化を実施	633社	36.6%	744社	43.1%
	インデックスをつける	1,015社	58.7%	1,175社	↗ 68.0%
	表紙をつける	888社	51.3%	1,055社	↗ 61.1%
	目次をつける	806社	46.6%	947社	↗ 54.8%
	グラフ、表等のビジュアル表示	552社	31.9%	669社	↗ 38.7%
	役員候補者の顔写真の掲載	338社	19.5%	411社	↗ 23.8%
	その他の写真の掲載	237社	13.7%	284社	16.4%
	経営理念、社是、行動指針等掲載	295社	17.1%	340社	19.7%
	その他	38社	2.2%	60社	3.5%
無 回 答		3社	0.2%	5社	0.3%
回 答 社 数		1,730社	100%	1,727社	100%

1 - 1 . 狹義の招集通知 法定記載事項

法定記載事項（会299④）

株主総会招集のための取締役会における決定事項（会298①、会規63）を狭義の招集通知に記載又は記録しなければならない。



- ① 日時・場所
- ② 目的事項（報告事項・決議事項）
- ③ 書面（電子）投票できる旨
- ④ 株主総会参考書類に記載すべき事項〔議案・提案理由等〕（会298①、会規63、同73①②）

例外規定（書面投票採用会社の場合）

- ① 狹義の招集通知への記載事項であっても、株主総会参考書類や議決権行使書面に記載してあれば、重複して狭義の招集通知への記載は要しない（会規73④、同66③）。
→「株主総会参考書類に記載すべき事項」や「賛否等の意思表示が無い議決権行使書面の取扱い」は、狭義の招集通知への記載事項であるが、狭義の招集通知には記載されないのが一般的。
- ② 議決権行使書面への記載事項であっても、狭義の招集通知に記載してあれば、重複して議決権行使書面への記載は要しない（会規66④）。
→ただし、「議決権行使期限」は、議決権行使書面にも重複記載されるのが一般的。

1 - 2 . 電子投票制度の採用

電子投票（電磁的方法による議決権行使）を採用する場合に必要な取締役会決議事項

(補足) 電子投票の採用は任意だが、議決権を行使することができる株主の数が1,000人以上の会社では書面投票を採用しなければならない（上場会社で委任状勧誘を行う会社を除く）（会298②）

① 電子投票により議決権を行使できる旨（会298①四）

② 電子投票の行使期限（会規63三八）

※ 特定の日時（行使期限）を定めた場合、招集通知は、その行使期限が属する日から2週間前までに発信しなければならない

※ 行使期限を特に定めない場合、総会の日の直前の営業時間終了時が行使期限となる（会規70）

③ 電子投票により複数回議決権を行使した場合の取扱い（会規63三ヘ(2)）

④ 書面投票（議決権行使書による議決権行使）と電子投票により重複して議決権を行使した場合の取扱い（会規63四口）



上記により定められた内容を、狭義の招集通知に記載しなければならない。

※上記③、④については、狭義の招集通知において、その記載が含まれる電子投票の手続き案内（「議決権行使のご案内」等）の頁数だけを記載している例が多数となっている

1 - 3. 狹義の招集通知 記載例

書面投票及び電子投票採用会社の記載例

株主各位

証券コード0000

平成〇年〇月〇日

東京都〇〇区△△〇丁目〇番〇号

○ ○ ○ ○ 株式会社

取締役社長 ○ ○ ○ ○

第〇回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
さて、当社第〇回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、
ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面(郵送)又は電磁的方法
によって議決権行使することができますので、お手数ながら後記の
株主総会参考書類をご検討のうえ、〇頁～〇頁の「議決権行使の
ご案内」をご参照いただき、議決権行使してくださいよろしくお願い
申しあげます。

[書面(郵送)による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、
平成〇年〇月〇日（〇曜日）午後〇時までに到着するようご返送く
ださい。

[電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト（https://）にアクセスしてい
ただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」
及び「パスワード」をご利用のうえ、平成〇年〇月〇日（〇曜日）午
後〇時までに、議案に対する賛否をご入力ください。

敬具

＜続く＞

チェックポイント

発送日と総会日との間に中14日以上あるか？（議決権行使期限が「特定の時」であるときは注意 <☞ P 4 ②>）

登記上の本店所在地（本社が別の場合は併記が一般的）

定款に定める招集権者か？

吉祥文言（「お慶び」等）を含まない対応を続ける会社が多数

電子投票でも議決権行使できる旨を記載しているか？

書面投票のみによる場合は下記の記載に変更する

なお、当日ご出席願えない場合は、書面(郵送)によって議決権を
行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書
類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否
をご表示いただき、平成〇年〇月〇日（〇曜日）午後〇時まで
に到着するようご返送ください。

議決権行使促進のため別途案内する対応が多数 <☞ P 8>

議決権電子行使プラットフォームに参加していない場合、「等」
は不要

議決権行使期限：総会日時の直前営業時間終了時が多数
議決権行使書面と重複して記載するのが一般的

<続き>

記
1. 日 時 平成〇年〇月〇日（〇曜日）午前〇時
2. 場 所 東京都〇〇区□□〇丁目〇番〇号
〇〇〇 〇階 〇〇〇
(会場が前回と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場
ご案内図」をご参照くださいますようお願い申しあげます。)

3. 目的 事項

- 報告事項 1. 第〇期（平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日
まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び
監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第〇期（平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日
まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役〇名選任の件

以 上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://〇〇〇.〇〇〇〇.〇〇〇>）に掲載させていただきます。
- ◎ 本招集ご通知に際し提供すべき書面のうち、連結注記表及び個別注記表につきましては、法令及び定款の定めに基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://>）に掲載しておりますので、本招集ご通知提供書面には掲載しておりません。したがいまして、本招集ご通知提供書面は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。

チェックポイント

日 時：前回と著しく離れた日の場合、その日時の決定理由を記載(会規63一) ※決算期変更の場合等
場 所：過去の開催場所と著しく離れた場所である場合、その決定理由を記載(会規63二) ※本店移転の場合等
また、昨年の開催場所の近隣であっても会場が異なる場合は、その旨を記載するのが一般的

報告事項：期数、事業年度に誤りがないか？
個別計算書類の監査結果報告は、会社法上、定時株主総会の報告事項とされていないため一般的には記載しない

決議事項：株主総会参考書類における議題との整合に留意
株主にとって重要度が高い議案の順序で並べる
※ 議案が1つしかない場合は、「議案 〇〇〇の件」と記載

株主が総会に出席する場合、当日の受付で株主本人確認の手段として、議決権行使書用紙を提出してもらう

WEB修正：ウェブ修正するURLを株主に通知
狭義の招集通知、監査報告、また、委任状勧誘府令に基づいて作成される参考書類については、ウェブ修正を可能とする規定がないことに注意

インターネット開示：インターネット開示するURLを株主に通知
インターネット開示できる事項に留意
また、監査の対象である旨の記載する対応が増加傾向

1 - 3 . 狹義の招集通知 記載例(続き)

「狭義の招集通知」欄外においての記載例

(1) 受付開始時刻

◎当日の受付開始時刻は午前 9 時を予定しております。

(2) 会場への早めの来場の案内

◎当日の受付開始時刻は午前 9 時を予定しております。なお、開会時刻間際には会場受付が大変混雑することが予想されますので、お早めのご来場をお願い申しあげます。

(3) 株主懇談会の案内

◎当日は、本株主総会終了後、同会場において株主懇談会を開催いたしますので、併せてご出席くださいま
すようご案内申しあげます。

(4) 決議通知の送付取り止めの案内

◎株主総会決議通知につきましては、書面によるご送付に代えて、下記に記載の当社ウェブサイトに掲載させ
ていただきますのでご了承ください。

(5) お土産関連

◎当日は、ご来場のお礼にお土産を用意いたしておりますが、ご持参の議決権行使書用紙の枚数にかかわら
ず、ご出席の株主お一人様に対し 1 個とさせていただきますので、ご了承くださいますようお願い申しあげます。

◎株主総会にご出席くださる株主様とご出席がむづかしい株主様の公平性等を勘案し、本年から、株主総会
における お土産の配布を取り止めさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。 ※

◎(昨年より、)株主総会にご出席の株主様へお配りしておりましたお土産は取り止めとさせていただいております。
何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。 ※

※ 狹義の招集通知のその他の欄外だけでなく、表紙や末尾にも記載しておくことが考えられる。

＜参考＞ 「議決権行使のご案内」の記載イメージ

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時 ○年○月○日(○曜日)午前○時(受付開始:午前○時)



(末尾の「定期株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

書面(郵送)で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 ○○年○○月○○日(●曜日) 午後○時○分到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合



パソコン、スマートフォン又は携帯電話から議決権行使サイト (<https://www.●●●.co.jp/>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

行使期限　○年○月○日(曜日)午後○時○分入力完了分まで

- ① 株主様以外の方による不正アクセス（「なりすまし」）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
- ② 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。
- ③ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合、パケット通信料その他の携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

インターネットによる議決権行使の際の注意点

- ① インターネットにより複数回にわたり譲渡権行使された場合は、最後に行使された内容を有効な譲渡権行使として取扱われていただきます。

② 書面(郵送)とインターネット等により重複して譲渡権行使された場合は、インターネット等による譲渡権行使の内容を有効とさせていただきます。

③ 譲渡権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

④ インターネットによる譲渡権行使は、●年●月●日（曜日）の午後●時●分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただきたいとおもいます。

なお、ご不明な点等ございましたら下記ヘルプデスクへお問い合わせください。

議決権行使サイトについて

- ① インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo！ケータイ）から、当社の指定する議決権行使サイト（<https://www.○○○.●●●.●>）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。（ただし、毎年1月～3月の期間は取扱いを休止させていただきます。）

② パソコン又はスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続によるファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

③ 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo！ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

※「iモード」は株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、「EZweb」はKDDI株式会社、「Yahoo！」はYahoo! Inc.の登録商標です。

株主総会招集ご通知の受領方法について

ご希望の株主様は、次回の株主総会から、招集ご通知を電子メールで受領することができますので、パソコン又はスマートフォンにより議決権行使サイトへお手続きください。（携帯電話ではお手続きできません。また携帯電話のメールアドレスを指定することもできませんので了承ください。）

合社様ごとに對応を
議決権電子行使プラットフォームについて
ご説明ください。

と唯願いたします。株式会社東京証券取引所等により設立されました合併会社 株式会社JCJが運営する議決権電子行使 プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合は、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただけます。

システム等に関する
お問い合わせ

●●●●信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
電話 ---- (受付時間 午前9時～午後5時 通話料無料)

2. 株主総会参考書類

- 法令等制度改正の影響は特段なし
- コーポレートガバナンス・コード対応の検討 ➡ 次頁（総会白書データ）参照

議決権行使に資する情報充実の観点から参考書類での記載が増加傾向

C Gコード対応事項 (弊社：日経500銘柄調査)	2017年	2018年	前年比
社内役員候補者の選任理由 (原則3-1 (v))	75.3%	87.5%	↗ +12.2
社外役員の独立性基準 (原則4-9)	42.4%	49.4%	↗ +7.0
役員候補者の指名の方針・手続 (原則3-1 (v))	14.4%	30.0%	↗ +15.6

- 機関投資家側からの要請事項の記載検討 ⇔ 議決権行使への影響を考慮

・剰余金の配当議案⇒「資本政策の基本方針」の記載充実、配当性向・年間配当金の推移

役員選任議案対応事項 (弊社：日経500銘柄調査)	2017年	2018年	前年比
候補者一覧表 (取締役会の構成)	25.4%	47.0%	↗ +21.6
再任役員候補者の取締役会等の出席状況 (社外役員)	35.3%	48.8%	↗ +13.5
同 (社内役員)	26.6%	42.0%	↗ +15.4
社内役員候補者の在任年数	16.8%	25.2%	↗ +8.4

- 社外役員の独立性に関する情報開示の検討（東証上場規程455条の6で努力義務）

・取引・寄付の規模の明示 (×「僅少」 ⇒ ○売上・仕入高等に占める割合の記載、双方の依存度合)
・過去の兼職先等の退職年月 (クーリングオフの判定に必要) の明示、独立役員の届出状況

<参考> CGコード関連事項の株主総会参考書類又は事業報告への記載

複数回答	CGコード原則	2017総会白書		2018総会白書	
		<図表54>		<図表56>	
資本政策の基本的な方針	原則1-3	156社	9.0%	160社	9.3%
政策保有株式	原則1-4	52社	3.0%	53社	3.1%
経営理念等・経営戦略・経営計画	原則3-1(i)	487社	28.2%	518社	↗ 30.0%
コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方・基本方針	原則3-1(ii)	301社	17.4%	322社	18.6%
経営陣幹部・取締役の報酬決定の方針・手続	原則3-1(iii)	333社	19.2%	368社	↗ 21.3%
経営陣幹部・取締役・監査役の選任・指名の方針・手続	原則3-1(iv)	262社	15.1%	268社	15.5%
社外でない取締役・監査役候補者の個々の指名理由	原則3-1(v)	1,054社	60.9%	1,077社	↗ 62.4%
取締役（会）・監査役（会）の役割・責務、構成等	原則4-1 原則4-3	179社	10.3%	187社	10.8%
社外役員の活動状況（取締役等の出席・発言状況を除く）	原則4-7	329社	19.0%	342社	19.8%
社外役員の独立性判断基準	原則4-9	524社	30.3%	533社	↗ 32.0%
ガバナンスの充実を図る任意の仕組みの活用状況	原則4-10	154社	8.9%	149社	8.6%
取締役会の実効性評価	補充原則 4-11③	111社	6.4%	125社	7.2%
取締役会運営、取締役・監査役の情報収集等の工夫	原則4-13	71社	4.1%	69社	4.0%
取締役・監査役のトレーニング	原則4-14	38社	2.2%	38社	2.2%
上記に該当するものは記載していない		343社	19.8%	344社	19.9%
無回答		49社	2.8%	23社	1.3%
回答社数		1,730社	100%	1,727社	100%

2-1. 剰余金の処分議案 法定記載事項

(注) 本議案は、株主総会の決議で剰余金の処分をする場合

① 議案（＝決議事項）（会規73①一）

1. 期末配当に関する事項（会454①）

- ① 配当財産の種類（保有する自己株式を除く）及び帳簿価額の総額
- ② 株主に対する配当財産の割当てに関する事項
- ③ 剰余金の配当が効力を生ずる日

2. その他の剰余金の処分に関する事項（会452、計規153）

- ① 増加する剰余金の項目
- ② 減少する剰余金の項目
- ③ 処分する各剰余金の項目に係る額

② 提案の理由（会規73①二） … 期末配当及びその他の剰余金の処分に関する事項ごとに提案の理由を記載するが、理由が重複している場合は、まとめて差し支えない。

③ 株主の議決権行使について参考となる事項（会規73②）

… 【例】配当方針、配当性向、資本政策、配当推移（グラフ）等

<配当金の推移の記載 弊社調査結果>

	日経225	日経500
2018年	61社（37.7%）	89社（25.7%）
前年比	+19社(+11.9%)	+26社(+7.6%)

<参考>コーポレートガバナンス・コード原則1-3
(資本政策の基本的な方針)

2-2. 剰余金の処分議案 記載例

チェックポイント

第●号議案 剰余金処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開等を勘案して、以下のとおり第○期の期末配当及びその他の剰余金の処分をいたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金〇〇円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成〇年〇月〇日といたしたいと存じます。

2. その他の剰余金の処分に関する事項

- ① 減少する剰余金の項目とその額
繰越利益剰余金 〇〇,〇〇〇,〇〇〇円
- ② 増加する剰余金の項目とその額
●●積立金 〇〇,〇〇〇,〇〇〇円

各議案（決議事項）に対応する提案の理由

- 決議事項が複数含まれる場合（左記記載例では「期末配当に関する事項」と「その他の剰余金の処分に関する事項」）は、各事項ごとに提案の理由を記載する
ただし、理由が重複している場合は、それがわかるような記載であれば、まとめて差し支えない

配当総額

- 配当総額 = (発行済株式の総数 - 自己株式数) × 1株当たり配当金
- ESOP信託・株式交付信託が保有する株式は、自己株式数には含まれないので注意！
- 分配可能額の範囲内となっているか？
- 資本剰余金を原資とする場合、税法上の取扱いが異なり注意

効力発生日

- 株主総会日の翌銀行営業日になっているか？

その他の剰余金の処分

- 増加する剰余金の項目、減少する剰余金の項目、処分する各剰余金の項目に係る額を記載

2-2. 剰余金の処分議案 記載例(続き)

配当方針等に関する記載例

第●号議案 剰余金処分の件

当社は各事業年度の連結業績を反映した配当と、より強固な収益基盤を確立して中長期的な株主価値向上に資するための内部留保の充実の両面を総合的に勘案したバランスのとれた利益配分を基本方針としております。

内部留保資金につきましては、新規事業展開及び既存事業強化のための研究開発、設備の新設・更新、効率化対策など、業務拡大と高収益体质の強化のための投資に充当し、将来の事業発展を通じて、株主の皆様の利益向上に努めたいと存じます。

配当方針としましては、親会社株主に帰属する当期純利益の●%とすることを目標としております。

上記方針に基づき、第●期の期末配当につきましては、普通株式1株につき●円とさせていただきたく存じます。

<以下省略>

第●号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題として位置づけており、中期的な経営環境の変化や当社グループの事業戦略を勘案して、財務基盤の充実を図りつつ、剰余金の配当などにより、積極的な利益還元を行うことを基本方針としております。

なお、株主の皆様への利益還元に関する目標といたしましては、平成●年●月に発表いたしました「第●次中期経営計画」
〔第●期（平成●年●月期）～第●期（平成●年●月期）〕において各年度における前期比増配、連結総還元性向を
●～●%程度とすることを掲げ、株主の皆様への利益還元策の一層の拡充、強化を目指しております。このような方針のもと、
当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

<以下省略>

＜参考＞「株主から剰余金の配当に関する提案が行われた場合の標準モデル」（平成28年2月8日 日本経済団体連合会・全国株懇連合会・証券保管振替機構）

■目的：株主からの増配要求の高まり等を踏まえて、株主提案が可決された場合に対応できる仕組みとして、関係者が配当金支払事務を円滑に行うことが可能となるよう、標準モデルを策定。

■主な内容

- ① 「剰余金の配当が効力を生ずる日」に加え「配当金支払開始日」※を設定する。※株主総会日の翌営業日から起算して7営業日後以降の日
- ② さらに、①の「配当金支払開始日」が配当基準日から起算して3か月を超える場合であっても遅延損害金の支払義務が免除される。

2-3. 取締役選任議案 法定記載事項

(根拠条文は全て会社法施行規則)

法定記載事項

※ 記載すべき状況がほぼ生じない事項（74①二、④八）を除く。

① 提案の理由（73①二）

② 候補者の氏名（決議事項）、生年月日及び略歴（73①一、74①一）

③ 候補者と当社との間で責任限定契約を締結しているときは、その契約の内容の概要（74①四）

④ 候補者の有する当社の株式の数（種類株式発行会社にあっては、株式の種類及び種類ごとの数）（74②一） ★

⑤ 取締役に就任した場合に事業報告に記載対象となる重要な兼職（74②二） ★

⑥ 候補者と当社との間に特別の利害関係があるときは、その事実の概要（74②三） ★

⑦ 候補者が現に当社の取締役であるときは、当社における地位及び担当（74②四） ★

⑧ 候補者が現に個人オーナーであるときは、その旨（74③一） ★◆

⑨ 候補者が現に親会社又は兄弟会社（個人オーナーと同じくする他の会社を含む。）の業務執行者であるときは、その会社における地位及び担当（74③二） ★◆

⑩ 候補者が過去5年間に親会社又は兄弟会社（個人オーナーと同じくする他の会社を含む。）の業務執行者であったことを当社が“知っているとき”は、その会社における地位及び担当（74③三） ★◆

⑪ 候補者が社外取締役候補者である旨（74④一） ○

⑫ 候補者を社外取締役候補者とした理由（74④二） ○

⑬ 候補者が過去に社外役員となること以外の方法で会社（外国会社を含む。）の経営に関与していない者であるときは、当該経営に関与したことがない候補者であっても社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断した理由（74④五） ★○

⑭ 候補者が現に当社の社外取締役又は監査役であるときは、これらの役員に就任してからの年数（74④七） ★○

無印 … すべての候補者に必要な記載事項

★ … 公開会社の候補者である場合に必要な記載事項

◆ … 親会社・個人オーナーが存在する会社の候補者である場合に必要な記載事項

○ … 社外取締役候補者である場合に必要な記載事項

⑯ 候補者が次のいずれかに該当することを当社が“知っているとき”は、その旨

イ) 過去に当社又はその子会社の業務執行者又は非業務執行役員であったことがあること。

ロ) 当社の個人オーナーであり、又は過去5年間に個人オーナーであったことがあること。

ハ) 当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは非業務執行役員であり、又は過去5年間に当社の特定関係事業者（当社の子会社を除く。）の業務執行者若しくは非業務執行役員であったことがあること。

ニ) 当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産（これらの者の取締役、会計参与、監査役、執行役その他これらに類する者としての報酬等を除く。）を受ける予定があり、又は過去2年間に受けていること。

ホ) 次に掲げる者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者であること（重要でないものを除く。）。

（1）個人オーナー

（2）当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は非業務執行役員

ヘ) 過去2年間に合併等により他の株式会社の有する権利義務を当社が承継又は譲受けをした場合に、当該合併等の直前に当社の社外取締役又は監査役でなく、かつ、相手当事会社の業務執行者であったこと。（74④六） ★○

⑯ 候補者が現に当社の社外取締役である場合、候補者が最後に選任された後に在任中に当社において法令又は定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実（重要でないものを除く。）があるときは、その事実並びに当該事実の発生の予防のために当該候補者が行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為の概要（74④三） ★○

⑰ 候補者が過去5年間に他の株式会社の取締役、執行役又は監査役に就任していた場合、その在任中に当該他の株式会社において法令又は定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実があることを当社が“知っているとき”は、その事実（重要でないものを除き、候補者が当該他の株式会社における社外取締役又は監査役であったときは、当該事実の発生の予防のために当該候補者が行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為の概要を含む。）（74④四） ★○

⑱ 社外取締役を置いていない会社（総会後に社外取締役を置いていないことなるものも含む。）が取締役選任議案を提出する場合、社外取締役候補者を含む議案を提出しないときは、社外取締役を置くことが相当でない理由（※ただし、有報提出大会社かつ公開会社の監査役会設置会社に限る。）（74の2） ★

【その他】 株主の議決権行使について参考となる事項（73②） 【例：独立役員の表示／再任候補者の取締役会への出席状況／独立性基準など】

2-4. 取締役選任議案 記載例

① 提案の理由（取締役選任議案）

第●号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数

提案の理由

- 役員が増員となる場合には、増員理由を簡潔に記載する事例が多い

取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化のため 1名増員し、取締役5名の選任をお願いするものであります。

- 任意記載として、提案の理由において、候補者に社外役員が含まれる旨を記載する例が見受けられる

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、社外取締役1名を含む 取締役5名の選任をお願いするものであります。

- 一部の役員が退任した（する）ことによる選任である場合は、退任役員の氏名・退任事由・退任時期を記載するまた、定款規定により任期調整がなされる場合はその旨を記載することも考えられる

本総会終結の時をもって取締役□□□□氏は辞任されますので、その補欠として取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、補欠として選任されます取締役の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

2-4. 取締役選任議案 記載例(続き)

② 取締役候補者

第●号議案 取締役4名選任の件

.....(略).....。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
1	たなか ・・・ 田 中 ○ ○ (昭和 年 月 日)	昭和●年●月 当社入社 平成●年●月 当社経理部長 平成●年●月 当社取締役経理部長 平成●年●月 当社代表取締役社長（現任）	
2	いとう ・・・ 伊 藤 ○ ○ (昭和 年 月 日)	〈略〉	
3	こばやし ・・・ 小 林 ○ ○ (昭和 年 月 日)	〈略〉	
4	※ なかむら ・・・ 中 村 ○ ○ (昭和 年 月 日)	昭和●年●月 ○○○○○○○○ 平成●年●月 株式会社A代表取締役（現任） 平成●年●月 B株式会社社外取締役（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社A 代表取締役 B株式会社 社外取締役	

(注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。

2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

> 「新任候補者の表示」・「ふりがなの表示」について、日経500銘柄では、それぞれ383社（94.6%）、488社（99.8%）の記載状況となっている（2018年弊社調査による）

チェックポイント

※社外取締役候補者に関する記載は次頁参照

① 候補者番号

…候補者1名なら表示しない。

② 氏名・生年月日

…役員就任の登記申請の際に、本人確認証明書の添付が義務付けられており、仕事上で使用する通称を記載する場合であっても、証明書上で氏名も併せて記載又は注記することが適當

③ 略歴

…目安の一つとして、株主総会参考書類作成時点から5年間遡り、歴任した部長職以上の経歴を記載することが考えられる
再任候補者については、前回の選任議案からの異動状況（前回新任の場合は、当社役員への就任）の記載漏れに注意

④ 責任限定契約の内容の概要

…候補者と責任限定契約を締結しているとき又は締結の予定があるときは、注記で記載するのが一般的（次頁参照）

⑤ 地位・担当・重要な兼職の状況

ア) 記載内容

…株主総会参考書類作成時点の状況を記載
期末後の異動がない場合は、事業報告における記載内容と同じなお、「株主総会参考書類作成時点～就任後間もなく」の間に退任予定の兼職は、「重要な兼職」としなくてもよい。

イ) 記載方法

…①略歴中に含めて記載する（本記載例）
②地位・担当・重要な兼職のうち全て又はいずれかの事項を略歴と区分して小見出しを付して別記する事例もある

⑥ 所有する当社の株式数

…期末時点又は株主総会参考書類作成時点のいずれでも可持株会の持分を含める事例もある

⑦ 特別の利害関係がある場合があるとき

…その事実の概要
特別の利害関係がない場合は、「ない旨」を記載するのが一般的

2-4. 取締役選任議案 記載例(続き)

③社外役員に関する記載事項等

第●号議案 取締役4名選任の件

.....(略).....。

3	こばやし 小林 ○ ○ (昭和〇年〇月〇日)	〈略〉	
4	なかむら 中村 ○ ○ (昭和〇年〇月〇日)	〈略〉	

- (注) 1. ~ 2. 〈略〉
3. 小林○○及び中村○○の両氏は、社外取締役候補者であります。
4. 小林○○氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏の弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を.....ためであります。
なお、同氏は、社外役員になること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
5. 中村○○氏を社外取締役候補者とした理由は、.....
であります。同氏は、株式会社Aの代表取締役を兼務しており、当社は同社との間に○○の売上取引がありますが、その取引額は当社連結売上高及び同社連結仕入高のいずれも1%未満であり、同氏の独立性に問題ないと判断しております。
6. 小林○○氏は、現に当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって〇年となります。
7. 当社は、小林○○氏を○○証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。また、中村○○氏が選任された場合は、同氏を独立役員として指定する予定であります。
8. 当社は、小林○○氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。同氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。また、中村○○氏が選任された場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。

社外取締役に関する記載事項（注）3~7

① 社外取締役候補者である旨：(注)3

…注記だけでなく氏名欄にも『社外』である旨を表示する例が増加傾向である

② 社外役員以外の方法で会社の経営に関与したことがない者であっても職務を適切に遂行できると判断した理由：(注)4

…該当する候補者のみを記載する（弁護士、会計士、学者等）
「社外取締役候補者とした理由」（会規74④二）とまとめて記載することも考えられるが、その場合は、そうした対応をしていることがわかるような記載にするのが一般的（下線部分）

③ 在任年数：(注)3

…現に「社外取締役」又は「監査役」であるときにこれらに就任してからの年数を記載
現任の社外監査役が社外取締役にスライドする場合は、「監査役としての在任年数の記載が必要なので注意

④ 社外役員の独立性に関する具体的な情報開示：(注)5

…「取引・寄付が有り」だけでなく、取引・寄付の規模を明示（☞P9）
「僅少である」や「（自社や取引所の）独立基準を満たしている。」の記載では「独立性」を認めない機関投資家等も存在

⑤ 証券取引所の独立役員届出状況：(注)7

…機関投資家側の要請事項、東証上場規程で努力義務

⑥その他…P14の⑯～⑰までの事項のうち、該当する事項

責任限定契約に関する記載事項（注）8

責任限定契約の締結対象者

…社外役員でない非業務執行取締役と責任限定契約を締結している、
又は新たに締結する予定がある場合等は、その契約締結対象者についても記載する（再任役員は、事業報告との整合性にも注意）

2-4. 取締役選任議案 記載例(続き)

〈ご参考〉社内役員候補者とした理由を記載する場合

第●号議案 取締役4名選任の件

……………(略)……………。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	たなか 田中 ○○ (昭和 年月日)	昭和●年●月 当社入社 平成●年●月 当社経理部長 平成●年●月 当社取締役○○部長 平成●年●月 当社常務取締役○○本部長(現任)	

1

【取締役候補者とした理由】

田中○○氏は、当社入社以来○○部門に携わり、○○における豊富な経験及び知識を有しております。現在は○○本部長として○○部門を統括し○○○○を推進しており、今後も当社の成長と企業価値の向上に貢献することが期待できることから、引き続き取締役候補者といたします。

（略）

なかむら 中村 ○○ (昭和 年月日)	昭和●年●月 ○○○○○○○○ 平成●年●月 株式会社A代表取締役(現任) 平成●年●月 B株式会社社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社A 代表取締役 B株式会社 社外取締役	
------------------------	---	--

4

【社外取締役候補者とした理由】

中村○○氏は、株式会社Aの代表取締役を務めております。企業経営における豊富な経験や見識を有しております、社外取締役として当社の経営に独立の立場から監督、ご助言いただけるものであり、今後の当社の成長と企業価値の向上に貢献することが期待できることから、社外取締役候補者といたします。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 中村○○氏は社外取締役候補者であります。

(以下略)

社内役員候補者とした理由

- 「候補者とした理由」の記載が求められるのは本来「社外役員候補者」である場合のみ(会規74④二、74の3④二、76④二)であるが、CGコードに対応した任意記載として社外役員でない役員を含めた、役員候補者全員の選任理由を記載する事例が増加している
- 社内役員の候補者とした理由を記載する場合は、左記記載例のように、候補者一覧表の中に、候補者ごとに理由の記載欄を設ける形式が一般的(全株懸モデルも同様の改定がされている)

社外役員候補者とした理由との関係

- 法定記載事項である「社外役員候補者とした理由」は従来、欄外注記として記載するのが一般的であったが、「社内役員の候補者とした理由」と形式を合わせて、表中に記載欄を設ける例が多い。その場合、法定記載事項であることを明確にするために、標題を「社外取締役候補者とした理由」とすることが望ましい
- その他「社外役員候補者である旨」や「(現任の社外役員である場合は)就任してからの年数」など、社外役員候補者に関する特記事項(会規74④、74の3④、76④)についても、「候補者とした理由」欄で触れるなど、欄外注記ではなく表中に記載している事例がみられる

3. 事業報告

- **会社計算規則の一部改正(平成30年法務省令第5号、同第27号) の影響**
繰延税金資産・繰延税金負債の表示方法の変更（2019.3.31決算期から原則適用）☞ P 23
収益認識に関する注記の追加等（2021.4.1以後の開始年度から原則適用、早期適用も可）
- **コーポレートガバナンス・コード対応の検討（前出P 9、10）**
⇒ 事業報告での記載事例は少ない。議決権行使に資する情報充実の観点から参考書類での記載が増加

記載内容又は対応事項 (弊社：日経500銘柄調査)	2017年	2018年	前年比
役員報酬決定方針・手続（原則3-1（iii））	40.6%	43.0%	+2.4
経営理念（原則3-1（i））	34.4%	37.6%	+3.2
中期経営計画（原則5-2・補充原則4-1②）	33.6%	32.8%	△0.8
コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方・方針（原則3-1（ii））	21.2%	24.6%	+3.4
資本政策の基本的な方針（原則1-3）	5.4%	5.6%	+0.2
政策保有株式の保有方針等（原則1-4）	4.0%	4.4%	+0.4

- **有価証券報告書に係る制度改正事項（役員の報酬、政策保有株式等）の内容反映の検討**
「企業内容等の開示に関する内閣府令」一部改正のパブコメ結果（平成31年1月31日金融庁公表）
<https://www.fsa.go.jp/news/30/sonota/20190131.html>
- **「事業報告等と有価証券報告書の一体的開示のための取組の支援について」**（平成30年12月28日内閣官房・金融庁・法務省・経済産業省 公表）⇒「当該記載例」を紹介 ☞ **（参考資料）**
<https://www.fsa.go.jp/news/30/sonota/20181228.html>
（参考資料） https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/torikumi_siryou.pdf

3-1. 事業報告の全体像

	機関設計	事業報告における法定記載事項	根拠条文 (会規)
①	全ての会社	一 会社の状況に関する重要な事項 二 業務の適正を確保するための体制の内容の概要及び その運用状況の概要 (決定又は決議があるとき) 三 会社の支配に関する基本方針 (定めているとき) 四 特定完全子会社の状況 (該当があるとき) 五 親会社等との間の取引に関する事項 (該当があるとき)	118
②	公開会社	一 会社(企業集団)の現況に関する事項	120
		二 会社役員に関する事項 + 社外役員等に関する事項	121
		三 株式に関する事項	124
		四 新株予約権等に関する事項	122
③	会計参与設置会社	・ 締結している責任限定契約の内容の概要等	123
④	会計監査人設置会社 <small>※公開・非公開、 大会社・非大会社、 有報提出・非提出 の区分で異なり注意</small>	会計監査人の氏名又は名称 報酬等の額及び報酬等について監査役等が同意をした理由 会計監査人の解任又は不再任の決定方針 業務停止処分等に係る事項 締結している責任限定契約の内容の概要 …等	125

3-2. 会社の現況に関する事項 法定記載事項

	記載内容	記載の基準時点・対象範囲	根拠条文 (会規)
①	事業の経過及び成果		120①四
②	設備投資の状況（重要なものに限る）		120①五口
③	資金調達の状況（重要なものに限る）		120①五イ
④	次の組織再編等の状況（重要なものに限る） 「事業の譲渡」、「吸收分割又は新設分割」、「他の会社の事業の譲受け」、 「吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継」、 「他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分」	事業年度の初日～末日までの事象	120①五 ハ～ヘ
⑤	直前3事業年度の財産及び損益の状況	直前3期+当期 の4期分が一般的	120①六
⑥	重要な親会社及び子会社の状況	事業年度の初日～末日までの事象	120①七
⑦	対処すべき課題	事業報告作成時点における対処すべき課題	120①八
⑧	主要な事業内容		120①一
⑨	主要な営業所及び工場		120①二
⑩	使用者の状況	事業年度の末日時点の状況	120①二
⑪	主要な借入先の状況	「従業員」も可能（開示の一体化）	120①三
⑫	その他企業集団（会社）の現況に関する重要な事項	事業年度の初日～末日 + 期末後～事業報告作成時点迄に生じた事象	120①九

- 連結計算書類を作成している場合は、連結ベースでの記載が一般的（会規120②）
- 原則、部門別（区別困難な場合を除く）に記載する（会規120①括弧書き）

3-3. 会社の現況に関する事項 記載例

連結計算書類を作成する会社の記載例

(提供書面)

事業報告

(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、.....。

○○業界におきましては、.....。

このような環境のなかで、当社グループは、.....。

以上の結果、当連結会計年度の売上高はXXX億XX百万円（前期比XX.X%増）、営業利益はXXX億XX百万円（同XX.X%増）、経常利益はXX億XX百万円（同X.X%増）、親会社株主に帰属する当期純利益はXX億XX百万円（同X.X%増）となりました。

事業別の状況は次のとおりです。

○○事業におきましては、.....。

<事業別の売上高>

事業区分	第X3期 (平成30年3月期) (前連結会計年度)		第X4期 (平成31年3月期) (当連結会計年度)		前期比増減	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
○○事業	XX,XXX百万円	XX.X%	XX,XXX百万円	XX.X%	X,XXX百万円	XX.X%
○○事業	XX,XXX	XX.X	XX,XXX	XX.X	X,XXX	XX.X
○○事業	XX,XXX	XX.X	XX,XXX	XX.X	X,XXX	△XX.X
合計	XX,XXX	100.0	XX,XXX	100.0	X,XXX	XX.X

<続き>

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額はXX億XX百万円で、その主なものは次のとおりあります。

.....。

③ 資金調達の状況

.....。

(2) 重要な企業再編等の状況

重要なものについて、各項目別に記載する。

- ① 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
- ② 他の会社の事業の譲受けの状況
- ③ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の小計の状況
- ④ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

(3) 対処すべき課題

- ◆ 当社グループ又は当社に固有のものほか、業界全体に関するものも含まれる。
- ◆ 「中期経営計画」「経営基本方針」「内部統制構築状況」「CSR」「環境問題への取り組み」「不祥事関連」など、詳細に記載する例も増加傾向
- ◆ 記載にあたっては、適時開示など公表済みの情報との整合性にも留意する

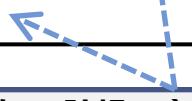
3-3. 会社の現況に関する事項 記載例(続き)

<続き>

(4) 財産及び損益の状況

区分	分	第 X 1 期 (平成29年3月期)	第 X 2 期 (平成29年3月期)	第 X 3 期 (平成30年3月期)	第 X 4 期 (当連結会計年度) (平成31年3月期)
売 上 高(百万円)		XX,XXX	XX,XXX	XX,XXX	XX,XXX
経 常 利 益(百万円)		XX,XXX	XX,XXX	XX,XXX	XX,XXX
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)		XX,XXX	XX,XXX	XX,XXX	XX,XXX
1 株当たり当期純利益(円)		XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX
総 資 産(百万円)		XX,XXX	XX,XXX	XX,XXX	XX,XXX
純 資 産(百万円)		XX,XXX	XX,XXX	XX,XXX	XX,XXX
1 株当たり純資産(円)		XXX.XX	XXX.XX	XXX.XX	XXX.XX

(注)



<繰延税金資産等の表示方法の改正(計規83)による影響>

本改正にあたり前年度分の(連結)計算書類の「組替え」は不要であるが、決算短信・有報等においては、前期分の(連結)貸借対照表が組替え表示され、当期に開示する比較情報(前期分のもの)の金額等が変更となる。

したがって、当期に開示する(連結)財務諸表との整合性を勘案し、上記のとおり該当箇所の金額を変更するとともに、その理由の注記が考えられる。

(注) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当連結会計年度より適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更するとともに、前連結会計年度の金額は組替え後の金額で表示しております。

<続き>

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社に関する事項

当社の親会社は○○○株式会社で、同社は当社の株式○○千株(議決権比率○○%)を保有いたしております。

当社は親会社より○○の生産を委託され、これを納入いたしております。

② 親会社との間の取引に関する事項

- イ. 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項
- ロ. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由
- ハ. 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合のその意見

③ 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
	○○百万円	○○%	
	○○百万円	○○%	

④ 特定完全子会社に関する事項

会社名	住所	当事業年度末日における特定完全子会社の株式の帳簿価額	当社の総資産額
		○○百万円	○○○百万円

「重要な子会社」を
どの範囲とするかは
会社の判断に拠る
(説明責任)

子会社

非連結子会社

連結子会社
主要な連結子会社

3-3. 会社の現況に関する事項 記載例(続き)

<続き>

(6) 主要な事業内容（平成31年3月31日現在）

事業区分	事業内容
○○事業	ooooooooooooooooooooooo
○○事業	ooooooooooooooooooooooo
○○事業	ooooooooooooooooooooooo

(7) 主要な営業所及び工場（平成31年3月31日現在）

①当社

本社	東京都○○○区
支店	○○支店（○○県○○市）、○○支店（○○県○○市）
工場	○○工場（○○県○○○市）

②子会社

株式会社○○○○	本社（東京都○○○区）
株式会社○○○○	本社（○○県○○市）、○○支店（○○県○○市）

(8) 従業員の状況（平成31年3月31日現在）

①企業集団の従業員の状況

事業区分	使用人數	前連結会計年度末比増減
○○○○事業	XXX (XXX)名	XX名増 (XX名増)
○○○○事業	XXX (XXX)名	XX名増 (XX名増)
○○○○事業	XXX (XXX)名	XX名増 (XX名増)
合計	XXX (XXX)名	XX名増 (XX名増)

(注) 使用人數は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

<続き>

② 当社の従業員の状況

使用人數	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
XXX (XXX)名	XX名増 (XX名増)	XX.X歳	XX.X年

(注) 使用人數は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(9) 主要な借入先の状況（平成31年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社○○銀行	X,XXX百万円
株式会社○○銀行	X,XXX
株式会社○○○○	X,XXX

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

.....

- ◆ 重要な訴訟の提起、判決、和解、事故、不祥事等がある場合に記載（「事業の経過及び成果」や「対処すべき課題」に記載する事例もある）
- ◆ 事業年度末日後事業報告作成時点までに生じた事象のうち重要なものの（後発事象や取締役会決議内容等）を記載
但し、後発事象のうち「翌事業年度以降の財産及び損益に影響を及ぼす事象」は、（連結）計算書類の注記表に記載する（計規114）

3-4. 株式に関する事項 法定記載事項

	記載内容	記載の基準時点・対象範囲	根拠条文(会規)
①	発行可能株式総数	事業年度の末日時点での記載が一般的	
②	発行済株式の総数（及び自己株式の数）	④'のとき、 当該基準日時点の状況とすることができる	122①二
③	株主数		
④	上位10名の株主の「氏名・名称」、「持株数（種類別）」、「持株比率」	事業年度の末日時点の状況	122①一
④'	上位10名の株主の「氏名・名称」、「持株数（種類別）」、「持株比率」、 当該基準日	(議決権行使基準日が事業年度の末日後の日 であるとき) 当該基準日時点の状況とすることができる	改正会規 122②
⑤	その他株式に関する重要な事項	事業年度の初日～末日 +期末後～事業報告作成時点までに生じた事象	122①二

- 自己株式は上位10名から除き、その旨を注記する。また、持株比率の算出方法を注記する事例が多数
- 持株比率は、事業年度末日又は上記④'の当該基準日時点の株主名簿の株式数に基づき、次の算式により形式的に算出する
(「発行済株式総数」には単元未満株式・相互保有株式を含め、「自己株式」にはESOP信託等で保有する自社の株式は含めない)

$$\frac{\text{持株数}}{\text{発行済株式の総数} - \text{自己株式}} \times 100 = \text{持株比率} (\%)$$

※ 種類株式発行会社では、全ての種類の株式を合計した株式数で計算する。

持株比率≠議決権比率

- 個別注記表の「株主資本等変動計算書に関する注記」との整合性を確認する

ただし、役員株式報酬信託・ESOP信託等で保有する自社の株式を注記表の「自己株式」に含めている場合があるので注意する

3-5. 新株予約権等に関する事項 法定記載事項

	記載内容	記載の基準時点・対象範囲	根拠条文 (会規)
①	当事業年度の末日において当社会社役員が保有している新株予約権（職務執行の対価として交付したものに限る）の内容の概要と保有人数（対象者区分ごと）	事業年度の末日時点の新株予約権の保有状況（事業年度末日時点に在任している会社役員に限る）	123一
②	当事業年度中に使用人等に対し交付した新株予約権（職務執行の対価として交付したものに限る）の内容の概要と交付人数（対象者区分ごと）	事業年度中に交付した新株予約権の交付時点の状況（事業年度中に使用人等でなくなった者も含む）	123二
③	その他新株予約権等に関する重要な事項	事業年度の初日～末日 +期末後～事業報告作成時点までに生じた事象	123三

- ①と②とでは、記載の時点が異なる。（①期末日時点／②期中の交付した時点）
- ①と②とでは、記載対象者の区分が異なる。（①当社役員／②当社使用人・子会社の役職員）
- ③では、資金調達目的で発行された新株予約権付社債や「職務執行の対価」（＝報酬）として付与されたもの以外の新株予約権が記載対象となる。

◆新株予約権の内容の概要として記載することが考えられる事項

「新株予約権の内容」（会236）より

新株予約権の数

目的である株式の種類及び数

新株予約権の払込金額
(払込みを要しない場合はその旨)

行使価額

権利行使期間

行使条件(勤務条件・業績条件等の概要でよい)

◆記載対象者の区分

※ 監査等委員会設置会社は記載区分に注意

①当社会社役員に対する新株予約権

- 取締役
(監査等委員であるもの及び社外役員を除き、執行役を含む)
- 社外取締役
(監査等委員であるものを除き、社外役員に限る)
- 監査等委員である取締役
- 取締役（執行役を含む）以外の会社役員
(監査役会設置会社の場合は監査役)

②使用人等に対する新株予約権

- 当社使用人
(当社会社役員兼務者を除く)
- 子会社の役員及び使用人
(当社会社役員又は上記1. の兼務者を除く)

3-6. 株式に関する事項・新株予約権等に関する事項 記載例

監査役会設置会社の記載例

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成31年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 XXX,XXX,XXX株
 ② 発行済株式の総数 XX,XXX,XXX株
 ③ 株主数 XX,XXX名
 ④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
○○○株式会社	X,XXX千株	XX.X%
自社(自己株式)を除く上位10名を記載する		
○○○○○	X,XXX	XX.X

- (注) 1. 当社は、自己株式をX,XXX千株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

<「その他株式に関する重要な事項」の記載事項>

- ◆ 自己株式の取得・処分・消却の状況
- ◆ 新株発行、新株予約権の行使、株式分割、株式併合等による株式数の増減(2.(1) の①・②での注記も可能)
- ◆ 役員株式報酬信託、ESOP信託の導入等

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

	第〇回新株予約権	第〇回新株予約権
発行決議日	平成〇年〇月〇日	平成〇年〇月〇日
新株予約権の数	〇〇〇個	〇〇〇個
新株予約権の目的で ある株式の種類と数	普通株式〇〇,〇〇〇株 (新株予約権1個につき〇〇〇株)	普通株式〇〇,〇〇〇株 (新株予約権1個につき〇〇〇株)
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払込は要しない	新株予約権と引換えに払込は要しない
新株予約権の行使に 際して出資される 財産の価額	新株予約権1個当たり 〇〇〇,〇〇〇円 (1株当たり〇,〇〇〇円)	新株予約権1個当たり 〇〇〇,〇〇〇円 (1株当たり〇,〇〇〇円)
権利行使期間	平成〇年〇月〇日から 平成〇年〇月〇日まで	平成〇年〇月〇日から 平成〇年〇月〇日まで
行使の条件	(注)	(注)
役員の保有状況	<p>取締役 (社外取締役を除く)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権の数：〇〇〇個 ・目的となる株式数：〇,〇〇〇株 ・保有者数：〇名 <p>社外取締役</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権の数：〇〇〇個 ・目的となる株式数：〇,〇〇〇株 ・保有者数：〇名 <p>監査役</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権の数：〇〇〇個 ・目的となる株式数：〇,〇〇〇株 ・保有者数：〇名 	<p>新株予約権の数：〇〇〇個</p> <p>目的となる株式数：〇,〇〇〇株</p> <p>保有者数：〇名</p> <p>新株予約権の数：〇〇〇個</p> <p>目的となる株式数：〇,〇〇〇株</p> <p>保有者数：〇名</p> <p>新株予約権の数：〇〇〇個</p> <p>目的となる株式数：〇,〇〇〇株</p> <p>保有者数：〇名</p>

(注)

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

<以下省略>

3-7. 会社役員に関する事項 法定記載事項

社外役員等に関する法定記載事項は次頁

「会社役員」=取締役、監査役、執行役、会計参与（会規2③四）

	記載内容	対象者	記載の基準時点・対象範囲	根拠条文（会規）
①	氏名 「役名」も可能（開示の一体化）	1		121一
②	地位及び担当 「職名」も可能（開示の一体化）	1		121二
③	重要な兼職の状況	1		121八
④	監査役・監査委員・監査等委員の財務、会計に関する相当程度の知見	1	事業年度の初日～末日までの状況	121九
⑤	辞任（又は解任された）会社役員の氏名等	2		121七
⑥	常勤の監査委員・監査等委員の選定の有無及びその理由	—		121十
⑦	締結している責任限定契約の内容の概要	1		121三
⑧	当事業年度に係る会社役員の報酬等（役員区分ごとに開示）	2	事業年度の初日～末日までに係る報酬等	121四
⑨	当事業年度において受け、又は受ける見込みの額が明らかとなった会社役員の報酬等（⑧及び過去の事業報告で記載済の報酬等を除く）（役員区分ごとに開示）	2	事業年度の初日～末日までに受け、又は受ける見込みの額が明らかとなった報酬等	121五
⑩	会社役員の報酬等の額又はその算定方法に係る決定方針の概要	—	事業報告作成時点における方針	121六
⑪	その他会社役員に関する重要な事項	2	事業年度の初日～末日 +期末後～事業報告作成時点までに生じた事象	121十一

※対象者 「1」⇒直前の定時株主総会の翌日から事業年度の末日までの間に在任していた者、「2」⇒在任時期の限定なし

※ ①～④及び⑦については、前回の定時株主総会の翌日以降に在任していれば、事業年度末日までに退任した者も記載対象者である点に注意

3-7. 会社役員に関する事項 法定記載事項(続き)

社外役員等に関する法定記載事項

	記載内容	対象者	記載の基準時点・対象範囲	根拠条文 (会規)
①	社外役員の「重要な兼職」先と当社との関係 (兼職先において業務執行者、又は、社外役員である場合に記載)	1		124①一 124①二
②	社外役員が、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者及び <u>非業務執行役員、若しくは個人オーナー</u> の、配偶者、三親等以内の親族そ の他これに準ずる者である旨 (重要でないものを除く)	1	事業年度の初日～末日までの状況	124①三
③	社外役員の当事業年度における主な活動状況 (取締役会及び監査役 会・監査等委員会・監査委員会への出席状況及び発言状況等)	1		124①四
④	当事業年度に係る社外役員に対する報酬等	2	事業年度の初日～末日までに係る報酬等	124①五
⑤	当事業年度において受け、又は受ける見込みの額が明らかとなつた 社外役員の報酬等 (④及び過去の事業報告で記載済みの報酬等を除く)	2	事業年度の初日～末日までに受け、又は 受ける見込みの額が明らかとなつた報酬等	124①六
⑥	社外役員が当事業年度において親会社等、兄弟会社又は子会社から受けた 役員報酬等の総額 (社外役員であった期間に受けたものに限る)	2	事業年度の初日～末日までに受けた報酬等	124①七
⑦	①～⑥について社外役員の意見があるときはその内容	2	記載対象者の意見	124①八
⑧	社外取締役を置くことが相当でない理由 ⇒ <u>・当該監査役会設置会社の当該事業年度における事情に応じて 記載し、又は記録しなければならない。</u> <u>・この場合において、社外監査役が二人以上あることをもって当該 理由とすることはできない。</u>	—	事業年度の末日時点で 社外取締役を置いていない場合 <u>※監査役会設置会社で有報提出の 公開大会社に限る</u>	124②③

※対象者 「1」 ⇒直前の定時株主総会の翌日から事業年度の末日までの間に在任していた者、「2」 ⇒在任時期の限定なし

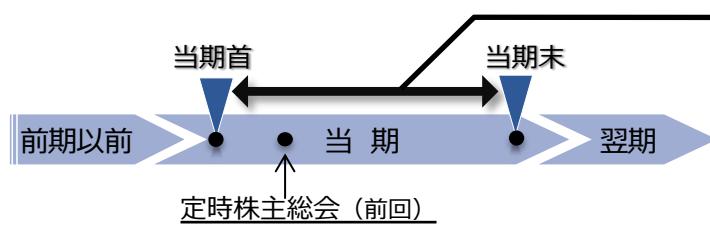
※ ①～③については、前回の定時株主総会の翌日以降に在任していれば、事業年度末日までに退任した者も記載対象者である点に注意

3-7. 会社役員に関する事項 法定記載事項(続き)

会社役員の報酬等に関する法定記載事項

(1) 当事業年度に係る報酬等 (会規121四、124①五)

cf.有価証券報告書では種類別の開示が求められている



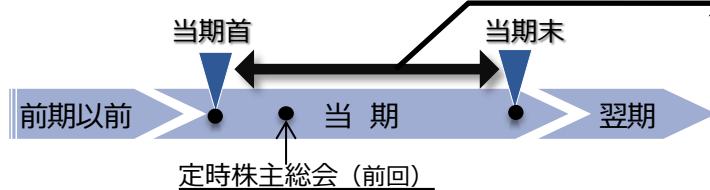
この期間に係る報酬等について記載する

【対象】

当事業年度の職務執行の対価として支給される報酬等
(支給時期は考慮されない)

- ・ 社外役員分については支給員数と報酬等の総額がわかるように開示することが必要
- ・ 『基本報酬』や『役員賞与（業績連動型報酬）』だけではなく、『役員退職慰労引当金の当期繰入額』や『ストック・オプション報酬額や株式給付信託等の当期費用計上額』等も当事業年度に係る報酬等に含まれる
- ・ 当事業年度に係る報酬等であれば、すでに退任している役員に対するものであっても記載対象
(当事業年度中に監査等委員会設置会社へ移行した場合は、移行前の監査役に対する報酬等も記載対象)
- ・ 株式給付信託や譲渡制限付株式報酬などを導入した場合は、制度の概要を記載することも考えられる

(2) 当事業年度において受け、又は受ける見込みの額が明らかとなった報酬等 (会規121五、124①六)



この期間に支給された又は支給見込み額が判明した報酬等について記載する

【対象】

上記ア. (当事業年度に係る報酬等) 以外の報酬等で、
当事業年度中に実際に支給又は見込額が確定した報酬等



役員退職慰労金の支給等がこれに該当する

- ・ 社外役員分については支給員数と報酬等の総額がわかるように開示することが必要
- ・ 対象に含まれる報酬等のうち、過去の事業報告において開示済みのものは法令上記載は求められていない

3-7. 会社役員に関する事項 法定記載事項(続き)

会社役員の報酬等に関する法定記載事項

(3) 報酬額の開示方法と区別記載 (会規121四・五、124①五・六)

事報の社外役員の区分記載方法を有報の記載方法
(社外は外数記載)に揃えることが可能(開示の一体化)

① 開示方法 (いずれでも可)

1. 総額表示	役員区分ごとに報酬等の総額と員数を記載
2. 一部個別表示	一部の役員について個別に報酬等を記載し、残りの役員については役員区分ごとに報酬等の総額と員数を記載
3. 全部個別表示	役員全員について個別に報酬等を記載



② 役員区分

- 取締役 (監査等委員である取締役を除く)
- 監査等委員である取締役
- 会計参与
- 監査役
- 執行役
- 社外役員 ←社外役員等に関する記載事項

(4) 報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針等 (会規121六)

会社法改正要綱案では、公開会社の事業報告で開示義務化が検討されている

- 指名委員会等設置会社でない場合は記載を省略できる (有価証券報告書では記載義務あり)
- CGコード「原則3-1(iii)役員報酬の決定方針・手続き」との関係で任意記載することも考えられる
- 業績連動報酬の割合、現金報酬と自社株報酬の割合 (補充原則4-2①) の任意記載も考えられる

企業内容開示府令
の一部改正事項あり

全株懇調査	「方針」の記載無し	「方針」の記載有り (指名委員会等設置会社含む)	内 監査役(会) 設置会社	内 監査等委員会 設置会社
2016年	1235社 (68.6%)	565社 (31.4%)	450社 (25.0%)	72社 (4.0%)
2017年	1102社 (63.9%)	623社 (36.1%)	453社 (26.3%)	126社 (7.3%)
2018年	1139社 (65.0%)	612社 (35.0%)	437社 (25.0%)	129社 (7.4%)

3-8. 会社役員に関する事項 記載例

①「取締役及び監査役の状況」の記載例

(3) 会社役員の状況

①取締役及び監査役の状況 (平成〇年〇月〇日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	吉田〇〇	
専務取締役	加藤〇〇	
常務取締役	木村〇〇	営業部長
取締役	斎藤〇〇	□□部本部長
取締役	林〇〇	A株式会社 代表取締役社長 株式会社B 社外監査役
取締役	中島〇〇	C株式会社 社外取締役
常勤監査役	池田〇〇	
監査役	橋本〇〇	△△公認会計士事務所 所長 株式会社D 取締役
監査役	佐々木〇〇	××法律事務所 所長 株式会社E 社外監査役 F株式会社 社外監査役

(注) 1.取締役林〇〇氏及び取締役中島〇〇氏は、社外取締役であります。

2.監査役橋本〇〇氏及び監査役佐々木〇〇氏は、社外監査役であります。

3.常勤監査役池田〇〇氏及び監査役橋本〇〇氏は、以下のとおり財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

- 常勤監査役池田〇〇氏は、長年にわたり当社の経理部に在籍し、経理業務及び財務諸表作成業務に携わってきた経験を有しております。
- 監査役橋本〇〇氏は、公認会計士の資格を有しております。

4.当事業年度中における役員の地位及び担当等の異動は次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
加藤〇〇	常務取締役 ◇◇担当	常務取締役 ■■担当	平成〇年〇月〇日
	常務取締役 ■■担当	専務取締役	平成〇年〇月〇日
木村〇〇	取締役 営業部長	常務取締役 営業部長	平成〇年〇月〇日

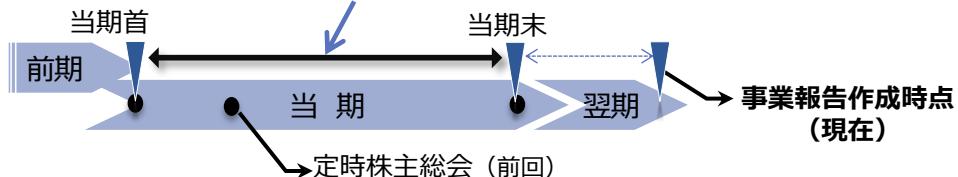
5.平成〇年〇月〇日をもって、専務取締役（△△担当）高橋〇〇氏は、辞任により退任いたしました。

6.当社は、取締役林〇〇氏及び監査役橋本〇〇氏を〇〇証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

氏名、地位・担当、重要な兼職の状況の記載対象期間

- 条文上は期末時点の記載に限定されていない。期中の異動があった場合は、その状況を注記する対応が考えられる。なお、期末後の異動については、それが重要なものであれば「その他会社役員に関する重要な事項」として記載することも考えられる。

この期間の状況を記載する。



重要な兼職の状況の記載内容

役員選任議案との整合性にも注意。

- 重要性の判断基準は法定されていないが、以下の基準により判断することが考えられる。

- 兼職の内容が、「**主な職業**」と判断される場合
- 兼職先と当社との間に、**一定の関係**（取引関係、親子関係等）がある場合
- 兼職先と当社が、「**競業関係**」にある場合
- 兼職先の会社において**重要な職務を担当**する場合

兼職の範囲を事報と有報の共通化可能(開示の一体化)

- 他の法人等の代表者を兼任していても、それだけで開示対象となるわけではない。

代表者でなく業務執行取締役であっても重要性ありの場合は開示対象となる。

- 「重要な兼職」があれば、**当該兼職先、兼職の内容(地位等)**を記載する。

兼職先と当社との間の関係を注記することも考えられる。(社外役員は必須)

3-8. 会社役員に関する事項 記載例(続き)

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役〇〇氏及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、〇〇〇万円又は同法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としております。

③ 取締役及び監査役の報酬等

1. 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	員数	報酬等の額
取 (うち社外取締役)	X名 (X)	XXX百万円 (XX)
監 (うち社外取締役)	X名 (X)	XX百万円 (XX)
合 (うち社外役員)	X名 (X)	XXX百万円 (XX)

- 上記には、平成〇年〇月〇日開催の第〇回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役〇名（うち社外取締役〇名）及び監査役〇名（うち社外監査役〇名）を含んでおります。
- 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
- 取締役の報酬限度額は、平成〇年〇月〇日開催の第〇回定時株主総会において、年額〇百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
- また別枠で、取締役について平成〇年〇月〇日開催の第〇回定時株主総会において、ストック・オプション報酬額として年額〇〇百万円以内と決議いただいております。
- 監査役の報酬限度額は、平成〇年〇月〇日開催の第〇回定時株主総会において、年額〇百万円以内と決議いただいております。

＜続き＞

6. 上記の報酬等の額には、以下のものが含まれております。

- 当事業年度における役員賞与引当金の繰入額〇百万円（取締役〇名に対し〇百万円（うち社外取締役〇名に対し〇百万円）、監査役〇名に対し〇百万円（うち社外監査役〇名に対し〇百万円））、
- 当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額〇百万円（取締役〇名に対し〇百万円（うち社外取締役〇名に対し〇百万円）、監査役〇名に対し〇百万円（うち社外監査役〇名に対し〇百万円））。
- ストック・オプションによる報酬額〇百万円（取締役（社外取締役を除く）〇名に対し〇百万円）。

□. 当事業年度に支払った役員退職慰労金

平成〇年〇月〇日開催の第〇回定時株主総会決議に基づき、同総会終結の時をもって退任した取締役〇名（うち社外取締役〇名）及び監査役〇名（うち社外監査役〇名）に対し役員退職慰労金を支払っております。

八. 社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

次頁参照

④ 社外役員に関する事項

イ. 法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

.....。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

.....。

3-8. 会社役員に関する事項 記載例(続き)

社外役員の重要な兼職先と当社との関係（会規124①一，二）

- ・社外役員が業務執行者又は社外役員を務める兼職先と、当社との間の関係について記載する。
⇒「関係がない場合」には、その旨を記載しておくのが望ましい（☞ P9 社外役員の独立性に関する情報開示）
 - ・「取締役及び監査役の状況」（☞ P32）で記載する「重要な兼職先」との整合性に注意。

社外役員の当事業年度における主な活動状況（会規124①四）

【取締役会・監査役会等への出席・発言状況】

出席状況及び発言状況	
取締役 A	<u>平成〇年〇月〇日就任以降</u> に開催された取締役会〇回のうち〇回に出席いたしました。 〇〇〇〇〇〇〇を行っております。
監査役 B	略
監査役 C	略
監査役 D	当事業年度において <u>平成〇年〇月〇日退任までに</u> 開催された取締役会〇回及び監査役会〇回全てに出席いたしました。 〇〇〇〇〇〇〇を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第●条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が●回ありました。

＜事業年度中に就任・退任した役員＞

事業年度中に就任・退任した役員については通期在任の役員と開催回数が異なるため、それぞれの就任日、退任日を明示することが考えられる。（前回の定時総会日以前の退任者は記載不要）

＜書面決議＞

書面決議は会議の開催回数には含まれない。
ただし、その回数は欄外に注記しておくことも考えられる。

【不当（不正）な業務執行に対する社外役員の対応行為】

- ・当事業年度中に不当（不正）な業務執行が行われた事実がある場合は、
⇒ 各社外役員が行った、『発生前の予防行為』及び『発生後の対応行為』について記載を要する。

3-9. 会計監査人に関する事項 法定記載事項

※公開・非公開、大会社・非大会社、有報提出会社の区分で異なり注意

	記載内容	対象	公開会社 (有報提出かつ大会社)	非公開 会社	記載の基準時点・範囲	根拠条文 (会規)
①	氏名又は名称	※	○	○	事業年度の初日～末日までの状況	126一
②	当事業年度に係る各会計監査人の報酬等の額及び監査役会（監査委員会・監査等委員会）が同意した理由	※	○	不要	事業年度の初日～末日までに係る監査契約に基づく(単体)監査報酬等の額及び当該報酬への同意理由	126二
③	会計監査人に当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	※	○ (連結子会社なしの場合も必要) ※有報提出しない会社は不要 ※非大会社は不要		当事業年度に係る連結損益計算書（連結していない場合は単体の損益計算書）に計上すべき会計監査人への報酬額 (（連結）監査報酬 + 非監査業務の対価)	126八イ
④	子会社の監査業務を当社の会計監査人以外の監査法人等が行っている場合は、その事実	※	○ ※有報提出しない会社は不要 ※非大会社は不要		重要な子会社の計算関係書類を会計監査人以外の者が監査している場合	126八ロ
⑤	「非監査業務」の対価を支払っている場合は、その非監査業務の内容	※	○	不要	事業年度の初日～末日までの状況	126三
⑥	会計監査人の解任又は不再任の決定の方針	※	○	不要	事業報告作成時点	126四
⑦	締結している責任限定契約の概要等	※	○	○	事業年度の初日～末日までの状況	126七
⑧	会計監査人が現に業務停止処分期間中である場合は、当該処分に係る事項	※	○	○	事業報告作成時点において、現に業務停止処分を受け、その期間が経過していない者	126五
⑨	会計監査人が過去2年間に業務停止処分を受けている場合は、当該処分に係る事項のうち、事業報告の内容とするのが適切と判断した事項	※	○	○	事業報告作成時点を起点に過去2年間に業務停止処分を受けた者である場合 (会社が適切と判断した事項)	126六
⑩	辞任した（解任された）会計監査人等の氏名等	※	○	○	事業年度の初日～末日までの状況	126九

※ 「対象」・・・事業年度の初日から末日までの期間に会計監査人として在任していた公認会計士又は監査法人

3-10. 会計監査人に関する事項 記載例

監査役会設置会社の記載例

(4) 会計監査人の状況

①名称 □□監査法人

金額は必ずA≤B

②報酬等の額

↓ 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	A ○○百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金 銭その他の財産上の利益の合計額	B ○○○百万円

(注) 1. 当社と会計監査人の間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

3. 当社の子会社のうち、××株式会社は当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

③非監査業務の内容

当社は□□監査法人に対し、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である社内研修業務等を委託し、対価を計上しております。

④会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

.....

報酬等の額

有報の記載方法(事報は単年度開示)
と共に通化可能（開示の一体化）

・上段は監査業務に係る報酬（単体）

下段には非監査業務の対価や子会社独自で支払う報酬等が含まれる

・下段は、有報提出する大会社は記載必須

子会社が存在しない場合は、「当社及び子会社が」が「当社が」の表記となる

・会社法監査と金商法監査の報酬区分をしていない旨の注記が一般的

会計監査人を事業年度中に変更した場合

退任した会計監査人の氏名又は名称と報酬等（対象となる報酬等がある場合）

など所要の法定事項（該当有る場合）についても記載を要する

〈記載例〉

①名称 □□監査法人

（注）当社の会計監査人でありました△△監査法人は、平成〇年〇月〇日開催の第〇回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

②報酬等の額

	□□監査法人	△△監査法人
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	○○百万円	○百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金 銭その他の財産上の利益の合計額	○○○百万円	○百万円

会計監査人の名称変更があった場合

〈記載例〉

①名称 ○○有限責任監査法人

（注）□□監査法人は、平成〇年〇月〇日付で法人名称を変更し、
○○有限責任監査法人となりました。

3-11. 会社の体制及び方針に関する事項

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

記載内容	記載の基準時点・範囲	根拠条文
業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の <u>決定内容の概要</u> 及び <u>当該体制の運用状況の概要</u>	当事業年度中に存在した体制（又は事業報告作成時点における体制）とその運用状況	会規118二

会社の支配に関する基本方針

	記載内容	記載の基準時点・範囲	根拠条文 (会規)
①	会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する 基本方針の内容の概要	事業報告作成時点における方針	118三イ
②	会社財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する 取組みの具体的な内容の概要	事業報告作成時点における取組み	118三ロ(1)
③	基本方針に照らして不適切な者によって会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの具体的な内容の概要	事業報告作成時点における取組み	118三ロ(2)
④	②と③の取組みについて、次のア.～ウ.の該当性に関する取締役会の判断及びその理由 ア. 取組みが基本方針に沿うものであること イ. 取組みが会社の株主の共同の利益を損なうものではないこと ウ. 取組みが会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと	事業報告作成時点における判断等	118三ハ

剰余金の配当等の決定に関する方針

記載義務ない会社はCGコード対応による任意記載を検討（原則1-3資本政策の基本的な方針）

記載内容	記載の基準時点・範囲	根拠条文
会社法459条1項に基づき、『剰余金の配当等を取締役会で決定できる旨』の定款規定を置いている場合は、当該定款規定により取締役会に与えられた権限の行使に関する方針	事業報告作成時点における方針	会規126十

※『剰余金の配当等を取締役会で決定できる旨』の定款規定があれば、株主総会で決議しても、無配であっても「方針」の記載が必要となる

<記載例>

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

【決議内容とは別に項目番号をたてて記載、運用状況は小見出しを設ける例】

6 業務の適正を確保するための体制の決議の内容の概要

- (1) 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 <中 略>

7 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- (1) コンプライアンスに関する取組み
(2) リスク管理体制の強化
(3) 業務執行の適正性や効率性の向上
(4) 当社グループにおける業務の適正の確保
(5) 監査役の監査が実効的に行われることの確保等



【決議内容の各項目に対応させて「運用状況」を一つの表でまとめて記載する例】

6. 業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した体制の内容及び当該体制の運用状況の概要は次のとおりです。

(1) ○○○○○○○○○○ に関する体制 	[体制の内容] ① ②
	[運用状況]
(2) ○○○○○○○○○○ ○○に関する体制 	[体制の内容]
	[運用状況]
<以下省略>	



本資料の内容を無断で転載・複製することはご遠慮ください。なお、本資料に掲載されている事例については、あくまでもご参考であり、(株)プロネクサスが推奨する事例をご紹介する趣旨ではございません。

PRONEXUS.E1101.201902